

平成30年11月定例会

経済委員会説明資料

商工労働観光部

目 次

提出予定案件

1	その他の議案等	1
	(1) 条例案	1
	ア 徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	1

1 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（にぎわいづくり課）

(ア) 改正の理由
施設の改修により利用者の利便性が向上することに鑑み、テニスコートの使用料の額を改める必要がある。

(イ) 改正の概要
テニスコートの使用料の額を改めることとした。

徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改 正 後				改 正 前			
別表（第九条関係）				別表（第九条関係）			
区 分	単 位		使用料の額	区 分	単 位		使用料の額
テニスコート	一面	<u>一時間</u>	<u>四〇〇円</u>	テニスコート	一面	<u>二時間</u>	<u>三〇〇円</u>
備考 テニスコートの利用時間が <u>一時間</u> に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に <u>一時間</u> に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ <u>一時間</u> として計算する。				備考 テニスコートの利用時間が <u>二時間</u> に満たない場合の当該満たない利用時間及び利用時間に <u>二時間</u> に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、それぞれ <u>二時間</u> として計算する。			

(ウ) 施行期日
この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。